

役員への日当及び費用弁償についての細則

(目的)

第一条 本細則は、本会役員、支部役員、委員、事務局次長、協力員等(以下役員等)が本会の業務のため出張するとき及び業務遂行に際し私物を使用していることに対して、会合等への参加に日当を支払うことでその一部を弁償するために定めるものである。

(日当の支払い)

第二条 本会の役員等に対して、会合への参加によって日当を支払う。日当を支払う会合等の回数の限度は付表のとおりとし、一回につき 1000 円の日当を支払う。支払いは一年に一回まとめて行うものとする。但し、付表の複数に該当する役員等については、そのうち最も会合等の回数の多い役職のもの一件だけの支払いとする。

2 支払い対象は 12 月 1 日現在で対象の役員に就いている者とし、その支払いは原則として、それ以降直近の社員総会、または支部総会で行う。

(証憑)

第三条 日当支払いの証憑は、本人の署名、もしくは記名及び印鑑のある領収書、または本人宛の振込受付票を持って充てる。

(改廃)

第四条 本細則の改廃は、理事会決議による。

(付表)

役職	会合等の回数
執行部・支部長・支部事務局長	12 回
委員会委員長・本部事務局員	9 回
理事・監事・常任編集委員	6 回
社員・委員会委員・編集委員・支部役員	3 回
災害支援協力員・広報通信員・広報協力委員・子の引き渡し補助者	1 回

附則 本細則は、2024 年 6 月 23 日より効力を発する

2025 年 2 月 16 日 一部改訂